



申告が始まります

# 所得税・住民税

## 昨年からの変更点など

### ◆申告の受け付け方法が一部変わります

- ・ 税務署への確定申告の引き継ぎ方法が変わります
- ・ 確定申告の受け付け時に、利用者識別番号の取得状況を確認をします

### 市の申告場所で受け付ける確定申告書の引き継ぎ方法の変更

これまで、市主催の申告場所で受け付けた確定申告書は、紙に印刷して税務署へ引き継いでいましたが、札幌北税務署からの要請により、利用者識別番号をお持ちの方の分は、電子申告(e-Tax)による方式(電子データでの送信)で引き継ぐこととなりました。

これに伴い、確定申告の受け付け時に、利用者識別番号の取得状況などを確認します。

### 利用者識別番号とは?

- ・ 電子申告(e-Tax)を利用するために必要な16桁の番号です。過去に利用者識別番号を取得している方は、新たな取得は不要です
- ・ 税務署から発行された「利用者識別番号の届出完了通知書」をお持ちの方、または「確定申告のお知らせ(はがき・封書)」に利用者識別番号の記載がある方は、利用者識別番号を取得されています
- ・ 利用者識別番号の取得・届出について不明な場合は、再度の取得・届出をすることで電子申告(e-Tax)を利用できます

### 利用者識別番号の出張発行会

税務署職員が、利用者識別番号の取得と電子申告(e-Tax)の届出を受け付けます。  
確定申告と税務相談はできませんので、ご理解をお願いします。

**条 件** 申告をする本人が来庁してください。代理人の場合は、利用者識別番号の発行はできません

**持ち物** 写真付き身分証明書(運転免許証やマイナンバーカードなど)1点  
または健康保険証・介護保険証・年金手帳など公的機関が発行する保険証など2点

**日 時** 14(木)・15(金)10時～16時

**場 所** 市役所1階ロビー(花川北6・1)

※出張発行会とは別に、下表申告場所(親船会館以外)でも利用者識別番号を取得できます

## 市内の申告受付場所と日程 ※申告に必要なものは22ページに記載

受付期間	場所	受付時間	番号札配布開始時間
1/25(月)	市役所1階ロビー(花川北6・1)	午前の部 9時～11時	8時30分
		午後の部 13時～16時	11時
1/27(水)～29(金)	花川北コミセン(花川北3・2)	午前の部 9時20分～11時	9時
		午後の部 13時～16時	11時
2/1(月)	親船会館(親船町60・7)	共通 午前の部 9時45分～11時 午後の部 13時～16時	9時15分
2/2(火)	八幡コミセン(八幡2・332)		11時
2/3(水)～5(金)	花川南コミセン(花川南6・5)	午前の部 9時20分～11時	9時
		午後の部 13時～16時	11時
2/8(月)～3/15(月) ※土・日・祝日除く	市役所1階ロビー(花川北6・1)	午前の部 9時～11時	8時30分
		午後の部 13時～16時	11時

▶ 番号札配布開始時間は番号札の配布を開始する時間です。受付時間中は随時番号札を配布します

▶ 1/27(水)～2/5(金)は、市役所1階ロビーでの受け付けはできません。

また、出張受付では令和2年分のみでの申告受付となります

▶ 2/16(火)～3/15(月)は、厚田支所と浜益支所でも申告を受け付けます ※土・日・祝日除く

▶ 令和2年度市・道民税申告を行った方には、市から「案内はがき」を送付していますが、所得税の確定申告をされた方には送付していません。「案内はがき」がなくても申告はできます

▶ 2月上旬までは大変混雑します。日程に余裕のある方は2月中旬以降にお越しください

ご注意ください!

所得税と住民税の申告時期が近づいてきました。申告した内容は、市・道民  
税(住民税)だけでなく、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料・介護保険  
料・各種手当などを計算する上での基礎資料となりますので、忘れずに申告を  
しましょう。  
☎ 税務課 ☎ 72・3119

**確定申告期間**  
**2/16(火)~3/15(月)**

## 確定申告が必要な方

### ◆給与所得がある方

- ・給与収入で所得税が差し引かれているが、年末調整をしていない方
- ・年末調整は済んでいるが、扶養控除や社会保険料控除などに変更がある方
- ・住宅借入金等特別控除を受ける方(初年度は税務署での申告が必要)
- ・2カ所以上の会社から給与を受けている方
- ・医療費控除を受ける方
- ・給与所得以外に20万円を超える所得がある方

### ◆公的年金などの所得がある方

- ・公的年金の収入合計額が400万円を超える方
- ・公的年金の収入合計額が400万円以下で、それ以外に20万円を超える所得がある方  
(所得が20万円を超えない場合でも、源泉徴収された税額の還付を受けるためには確定申告が必要)

### ◆事業所得などの所得がある方

- ・事業所得(営業所得・農業所得)や不動産所得などがある方(税務署での申告が必要)

### ◆寄付(ふるさと納税)をした方

- ・6カ所以上の自治体にふるさと納税を行った方
- ・控除対象の追加により確定申告を行う方(ワンストップ特例制度は利用できません。ふるさと納税分も合わせて確定申告が必要)

### 市内の申告場所で受け付けできない確定申告

下記に該当する方は、札幌北税務署での申告をお願いします。

- ① 営業や請負などの事業収入がある方 ② 不動産収入がある方 ③ 報酬がある方 ④ 土地、株などの譲渡所得がある方  
⑤ 初年度の住宅借入金等特別控除を受ける方 ⑥ 雑損控除を受ける方

## 市民税申告が必要な方

### ◆公的年金などの源泉徴収票に記載された控除内容の変更や医療費の追加を行う方

扶養者・障がい者・社会保険料・医療費などが対象です。

### ◆非課税収入(障害年金、遺族年金、失業給付など)のみで生活している方

石狩市国民健康保険・介護保険に加入する方、障害者総合支援法の各種福祉サービスを受ける方、市営住宅に入居する方などは市民税申告が必要です。

### ◆上場株式などに係る配当所得と譲渡所得などがある方

所得税とは異なる課税方式を選択する場合に必要です。

### ◆事業所得などの所得がある方で所得税がかからない方

税務署への確定申告は不要ですが、市民税申告は必要です。

上記のほか、払い込んだ保険料よりも多い金額の生命保険などの満期返戻金や個人年金の給付金を受け取った方、申告が必要か分からないものがある方は、申告場所にご持参ください。

## 税務署での確定申告

新型コロナウイルスなどの感染リスクを減らすため、入場整理券の配布による人数制限を設けます。後日の来場をお願いすることもありますので、ご了承ください。※還付申告書などは2/15(月)以前でも受け付けます

日 時 2/16(火)~3/15(月)9時~16時 ※土・日・祝日除く。2/21・28に限り、日曜も受け付け  
場所・問合せ 札幌北税務署(札幌市北区北31西7・3・1) ☎011・707・5111

### 電子申告(e-Tax)を利用しよう!

- ・電子申告に必要な利用者識別番号は税務署のほか、インターネットからも取得できます。マイナンバーカードを利用せずにパソコンやスマートフォンで電子申告(e-Tax)を行う場合は、利用者識別番号の取得とは別に税務署への届け出が必要です
- ・マイナンバーカードをお持ちの方は、パソコンでマイナンバーカードを読み込むカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンを利用してできます

電子申告 e-Tax

検索



▲e-Tax

- ・電子申告(e-Tax)を行うと、所得税還付金の還付手続きが短期間(約3週間)で行われます
- ・申告場所へ行く必要がなくなり、待ち時間もなくなることから、感染予防対策にもなります

### 申告書を自分で作成する場合

(電子申告を行わない場合)

申告書をご自分で作成される方は、各種用紙を市役所1階ロビーに用意していますのでご利用ください。

インターネット環境のある方は、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」で、簡単に確定申告書を作成できます。そちらを印刷し、必要書類を添付して下記へ郵送すれば申告が完了します。

- ◎札幌北税務署 〒001-0031 札幌市北区北31西7・3・1
- ◎市役所1階15番窓口(税務署へ引き継ぐための箱を用意しますが、お急ぎの方は直接税務署へ郵送・持参してください)